

○資料第9号
 (ガイドラインより抜粋)

第6 農業用施設用地例 (法第3条第4号該当施設)

該当するもの	該当しないもの
<p>【生産施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○育苗関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・育苗(苗供給)施設 ・種苗貯蔵施設 ○栽培関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・園芸栽培施設(温室(床面がコンクリート敷のものを含む)及び植物工場(閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう)等で管理施設を含む) ・果樹棚 ・果樹園管理施設 ・きのこ栽培施設 ・球根等冷蔵施設 ・球根乾燥貯蔵施設 ・訪花昆虫増殖施設 ・花粉開やく貯蔵施設 ・定置配管施設(水源施設、揚水施設、送水施設、薬剤調合施設) ・給水施設 ・軌条式・索道式運搬施設 ・無人航空機発着場(充電設備を含む) ○病害虫・鳥獣害防止関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・病害虫防除施設 ・鳥獣害防止施設 ○飼養関係施設 (養牛、養豚、養鶏など) <ul style="list-style-type: none"> ・畜舎、鶏舎 ・管理舎(看視舎) ・サイロ ・乾草舎 ・飼料調製室 ・運動場 ・家畜用水施設 ・電気導入施設 ・育すう施設 ・分娩室 ・薬浴施設 ・家畜人工授精施設 ・ふ卵施設 ・パドック、給水(塩)施設、避難舎 ・家畜死体埋却場(家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第21条第1項の規定による埋却が必要となる場合に備えて管理行為のみが行われる土地を含む。) (養蚕) <ul style="list-style-type: none"> ・蚕室 ・上ぞく収繭室 ・催育施設 ・蚕種採取施設 ・桑苗供給施設 	<p>家畜市場 家畜診療施設 ペット、観賞用動物飼育施設 乗馬施設 養魚施設</p> <p>乾繭施設、貯繭施設</p>
<p>【調製・貯蔵、流通関連施設】</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○調製・貯蔵関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・穀類共同乾燥調製貯蔵施設（ライスセンター、カントリーエレベーター） ・乾燥施設 ・米品質改善管理センター ・米穀倉庫 ・青果物貯蔵施設（予冷、常温、低温、冷凍等） ・保冷貯卵施設 ・特産物選別調製施設 ・さとうきび集中脱葉施設 ○集出荷関係施設 <ul style="list-style-type: none"> ・選果場 ・集荷場 ・集出荷所（集送センター） ・選果包装施設 ・集出荷（集乳・集卵）施設 ・繭集出荷施設 ○農業生産資材等保管施設 <ul style="list-style-type: none"> ・農業生産用資材庫（肥料倉庫、農機具用燃料貯蔵施設等） ・貯桑庫 	<p>農産物包装処理出荷施設 (ダンボール、パックの製造)</p>
<p>【格納施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農機具格納庫 ・農機具収納舎 	<p>農機具修理施設</p>
<p>【加工・販売施設】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ○製造（加工）施設 <ul style="list-style-type: none"> ・もち加工施設 ・果汁（びん詰、缶詰）製造施設 ・果実酒醸造施設 ・漬物製造施設 ・野菜加工施設 ・い草加工施設 ・製茶施設 ・食肉（鶏）処理加工施設 ・アイスクリーム、チーズ、バター製造施設 ○販売施設 <ul style="list-style-type: none"> ・農畜産物販売施設 <p>【加工品・料理等提供施設】※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家レストラン 	
<p>【ふん尿処理、堆肥製造、農業廃棄物処理施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業廃棄物処理施設（もみがら処理施設等） ・家畜ふん尿処理施設 ・堆肥化処理施設（堆肥舎、堆肥盤） ・堆肥貯蔵施設 ・堆きゅう肥舎 	<p>排水処理等公害対策施設</p>
<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農用地又は農業用施設に附帯して設置される休憩所、駐車場、便所、更衣所、水飲・手洗場等 ・営農飲雑用水施設 ・市民農園関係施設☆（温室、農産物調製施設、農産物貯蔵施設、農作業準備休養施設（休憩施設、東屋、 	<p>宿泊施設 講習施設</p>

パーゴラ、ベンチ、更衣所、水飲・手洗場、便所等)、 農機具収納施設、堆肥舎、肥料倉庫、ゴミ置場(廃 棄された農産物等の処理施設)、施設に附帯する駐 車場、駐輪場、管理施設)	
---	--

(注1) 規定する農業用施設は、個人利用施設であると共同利用施設であるとを問わないが、主として当該地域の農業者又は当該地域の農業者の構成する団体が管理利用する施設でないものはなじまない。

(注2) 農業者が開設し、来場者が農作物の収穫を行う農園(いわゆる観光農園)は、農業経営の一つの形態であることから、当該農園を管理利用するために必要な施設についても、農業用施設に該当する。

※ 加工・販売施設及び加工品・料理等提供施設については、農業振興地域制度に関するガイドラインの第2の4の(3)に掲げる事項に留意すること。

☆ 市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)第2条第2項第2号の市民農園施設